各都道府県 障害保健福祉担当主管部(局)御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る公営の事業所・施設の取扱い について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上 げます。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、「令和4年度(令和3年度からの繰越分)福祉・介護職員処遇改善支援事業(福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金)(令和3年度補正予算分)に係る国庫補助協議について(依頼)」(令和4年1月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)において実施要綱等の案をお示ししたところです。

今般、本交付金に係る公営の事業所・施設の取扱いについてお示しいたしますので、御了知いただくとともに、管内市区町村への御周知方お願いいたします。

問 公営の施設・事業所の賃金改善には、給与に係る条例等の改正が必要であり、令和4年2月分及び3月分の支給に間に合わない可能性もあるが、このような場合、交付対象外となるのか。

## (答)

公営の施設・事業所については、給与の引上げに条例の改正等が必要であることを考慮し、令和4年2月分からの賃金改善について、実際に引上げを行う条例 改正案等の議案を年度内に議会に提出している場合には、同月分から賃金改善 を行っているものとみなして交付対象とする。

なお、この場合であっても、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を、4月以降に行うことが必要である。